

(制度利用をご検討の事業者の皆様へ)

## 八代市空き家管理事業者紹介制度について

### 制度概要

管理不全な空き家の発生を抑制するとともに、空き家を良質な住宅として市場に流通させることで良質な住環境の確保を図ることを目的とし、高齢者や遠方に居住しているなど直接空き家管理をすることが難しい方へ、空き家管理代行業務を行う管理事業者を紹介する制度です。

### 本制度を利用できる事業者

申請者になれる事業者は「八代市空き家管理事業者紹介制度実施要綱（以下、要綱という。）」第3条に規定する要件を全て満たす事業者です。

#### 八代市空き家管理事業者紹介制度実施要綱第3条（抜粋）

空き家管理事業者として本制度を利用できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 次のア～ウのいずれにも該当しない者

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(2) 市税を滞納していない者

(3) 自らが行う空き家の管理業務について、パンフレット、ホームページ又はSNS等により広報を行うことができる者

(4) 空き家の管理業務の報告を所有者等へ行うことができる者

(5) 八代市における空き家の管理業務の年間契約件数等の報告を市長へ行うことができる者

(6) 空き家の管理業務と併せて家財の処分も行う事業者（家財の処分のみを行う事業者を除く）にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定による一般廃棄物の収集及び運搬に係る許可を受けている者又は古物営業法第3条の規定による許可を受けている者（ただし、古物商の許可のみを受けている者にあつては、一般廃棄物の収集及び運搬に係る許可を受けている者を所有者等へ紹介又は斡旋することができる者）

(7) 八代市内に事業所あるいは営業所が存在すること

## 登録の有効期間

登録には有効期間があり、継続を希望する場合は2年ごとに更新の手続きが必要です。有効期間は名簿登録決定日から2年後の日が属する年度の末日までです。

有効期間が満了する日までの1カ月間に「八代市空き家管理業者登録更新申請書」を提出してください。

## 空き家所有者との契約について

空き家管理業務の契約内容（金額や業務内容等）については、市は一切関与しません。空き家管理業者と空き家所有者等で決定し実施していただきます。

## 年間契約件数等の報告について

本制度の効果等を把握するため、年度ごとに八代市における空き家管理業務の年間契約件数等（本制度の利用の有無にかかわらず）の報告をお願いすることがございます。ご了承ください。

## 登録名簿に掲載する事業者のホームページ、SNS等について

申請された事業者のホームページやSNSは、登録名簿にリンクを設定し、直接リンク先へアクセスできるようにしますので、空き家管理業務を行っていることについて、わかりやすく記載してください。

また、事業者により独自のパンフレット等作成されている場合は、担当課窓口に配置できますのでお申し出ください。

「八代市空き家管理事業者紹介制度」に関する問合せ先

八代市建設部 住宅課 空家対策係

TEL 0965-33-4122（直通）

FAX 0965-33-4461

E-mail [juutaku@city.yatsushiro.lg.jp](mailto:juutaku@city.yatsushiro.lg.jp)